

林野火災注意報

林野火災警報

が令和8年1月1日より 新設されます！



令和7年2月26日に岩手県大船渡市にて発生した林野火災では、林野約3,370ha、90棟の住宅が焼失するという甚大な被害が発生しました。これを受けて、火災予防条例が改正され、林野火災の予防を目的とした【林野火災注意報・林野火災警報】が令和8年1月1日より新設されます。

林野火災注意報・林野火災警報って？

前3日間の合計降水量が1mm以下
かつ

前30日間の合計降水量が30mm以下

または

前3日間の合計降水量が1mm以下
かつ

乾燥注意報が発表

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合を除く

「林野火災注意報」の発令

発令区域での火災予防条例に定める“火の使用制限”について、**努力義務**が課されます

「林野火災注意報」の発令



「強風注意報」の発令



「林野火災警報」の発令

発令区域での火災予防条例に定める“火の使用制限”について、**義務**が課されます

林野火災注意報・警報が発令されたら…

火災予防条例第29条の規定により以下の“火の使用制限”がかかります

1

山林、原野等において
火入れをしない



2

煙火(花火)を
消費しない



3

屋外において
火遊びまたはたき火を
しない



4

屋外においては
引火性又は爆発性の物品
その他の可燃物の附近で
喫煙しない



5

山林、原野等の場所で
喫煙しない



6

残火(たばこの吸殻を含む)、
取灰または火粉を
始末する



“火の使用制限”に違反すると

林野火災注意報

▶ 罰則の伴わない注意喚起

林野火災警報

▶ 30万円以下の罰金または拘留

「林野火災注意報・警報」が
発令された場合は

- ウェブサイトやSNS
- 広報車等での巡回

などで周知、広報を行います。

お問い合わせ

発令中は
特に火の扱いに
注意しよう！



©龍ヶ崎市

龍ヶ崎消防署 TEL.0297-62-5131